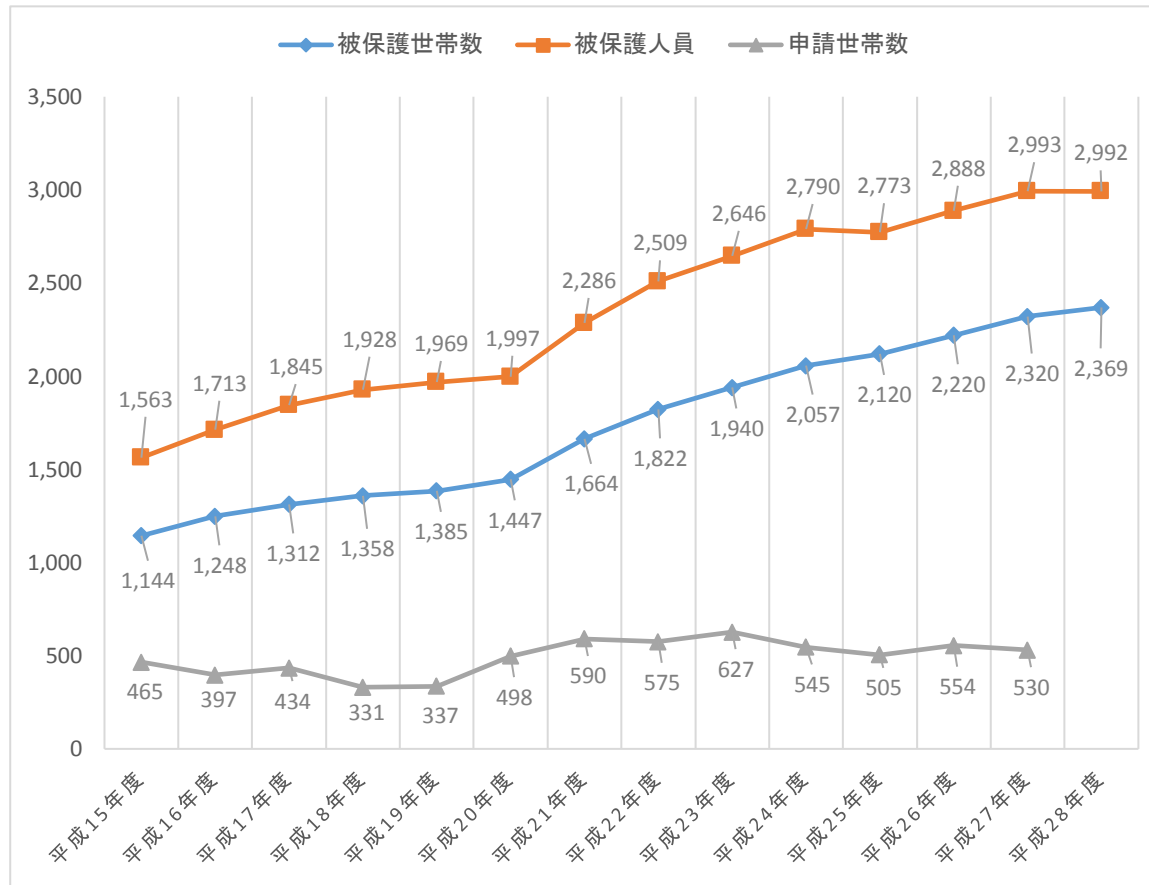


本市生活保護行政の状況

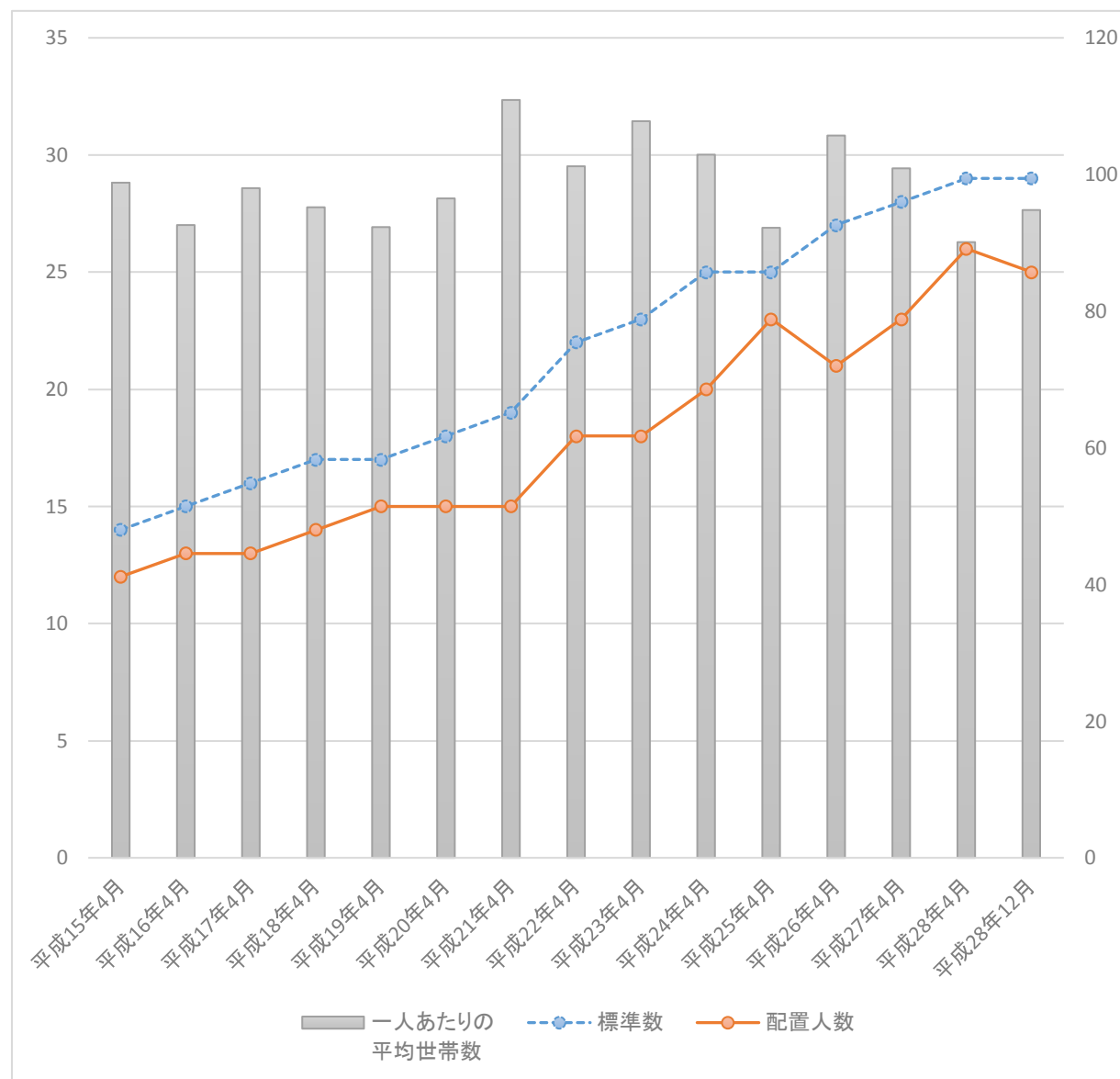
- 生活保護の推移(グラフ)
- ケースワーカー数等の推移(グラフ)
- 不正受給の推移(グラフ)
- 生活保護行政全般(表)
 - 保護費総額、被保護世帯数、被保護世帯人員数、保護率、世帯類型別件数・構成比、保護の開始・廃止状況
 - 保護申請から決定までに要した日数別内訳、文書指導件数及びそれに基づく停廃止件数
 - 廃止理由の内訳及び内訳別件数
- 職員体制(表)
 - 生活保護査察指導員の人数、資格別・年齢別・在職年数別の内訳
 - ケースワーカーの人数、資格別・年齢別・在職年数別の内訳
 - ケースワーカー1人あたりの持ちケース数・持ち世帯数、生活保護担当部署職員男女比
- 平成28年度生活保護業務の実施方針
- 平成28年度生活保護業務の実施方針に基づく事業計画
- 平成28年度生活保護担当職員の研修一覧

生活保護の推移



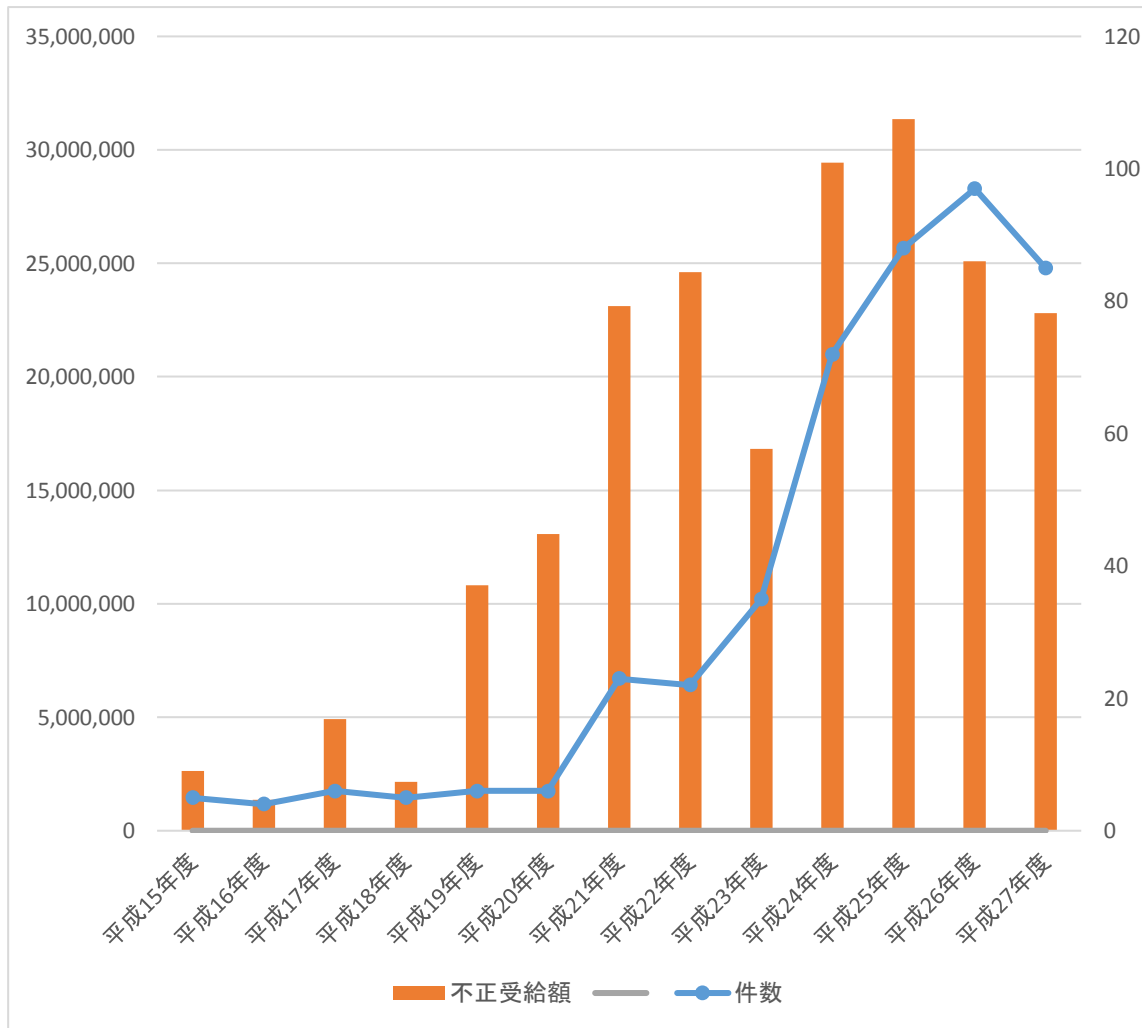
	被保護世帯数	被保護人員	申請世帯数
平成15年度	1,144	1,563	465
平成16年度	1,248	1,713	397
平成17年度	1,312	1,845	434
平成18年度	1,358	1,928	331
平成19年度	1,385	1,969	337
平成20年度	1,447	1,997	498
平成21年度	1,664	2,286	590
平成22年度	1,822	2,509	575
平成23年度	1,940	2,646	627
平成24年度	2,057	2,790	545
平成25年度	2,120	2,773	505
平成26年度	2,220	2,888	554
平成27年度	2,320	2,993	530
平成28年度	2,369	2,992	

ケースワーカー数等の推移



年度	標準数	配置人数	過不足数	一人あたりの平均世帯数
平成15年4月	14	12	-2	98.8
平成16年4月	15	13	-2	92.6
平成17年4月	16	13	-3	98
平成18年4月	17	14	-3	95.2
平成19年4月	17	15	-2	92.3
平成20年4月	18	15	-3	96.5
平成21年4月	19	15	-4	110.9
平成22年4月	22	18	-4	101.2
平成23年4月	23	18	-5	107.8
平成24年4月	25	20	-5	102.9
平成25年4月	25	23	-2	92.2
平成26年4月	27	21	-6	105.7
平成27年4月	28	23	-5	100.9
平成28年4月	29	26	-3	90.1
平成28年12月	29	25	-4	94.8
平成29年1月		26		
平成29年4月(予定)		30		

不正受給の推移



	件数	不正受給額
平成15年度	5	2,639,536
平成16年度	4	1,357,677
平成17年度	6	4,913,495
平成18年度	5	2,147,979
平成19年度	6	10,807,761
平成20年度	6	13,069,844
平成21年度	23	23,118,790
平成22年度	22	24,602,797
平成23年度	35	16,833,947
平成24年度	72	29,441,496
平成25年度	88	31,360,262
平成26年度	97	25,103,919
平成27年度	85	22,815,614

生活保護行政全般(保護費総額、被保護世帯数、被保護世帯人員数、保護率、世帯類型別件数・構成比、保護の開始・廃止状況)

	扶助費 決算額 (円)	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率 (%)	世帯類型別					保護の開始・廃止状況			
					高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	相談 実件数	申請件数	開始件数	廃止件数
					構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		申請率	開始率	
平成19年度	3,339,027,121	1,385	1,969	9.90	689 49.7%	95 6.9%	147 10.6%	320 23.1%	133 9.6%	492	337 68.5%	306 62.2%	294
平成20年度	3,514,603,564	1,447	1,997	10.05	739 51.1%	88 6.1%	162 11.2%	320 22.1%	138 9.5%		616	498 80.8%	
平成21年度	4,023,307,841	1,664	2,286	11.52	828 49.8%	90 5.4%	167 10.0%	385 23.1%	190 11.4%	908		590 65.0%	582 64.1%
平成22年度	4,350,543,503	1,822	2,509	12.64	897 49.2%	95 5.2%	180 9.9%	380 20.9%	268 14.7%		797	575 72.1%	554 69.5%
平成23年度	4,760,723,161	1,940	2,646	13.38	957 49.3%	99 5.1%	189 9.7%	416 21.4%	271 14.0%	784		627 80.0%	569 72.6%
平成24年度	4,939,762,582	2,057	2,790	14.18	1,032 50.2%	110 5.3%	200 9.7%	405 19.7%	306 14.9%		809	545 67.4%	513 63.4%
平成25年度	4,866,899,602	2,120	2,773	14.14	1,111 52.4%	97 4.6%	215 10.1%	399 18.8%	292 13.8%	721		505 70.0%	463 64.2%
平成26年度	5,171,505,690	2,220	2,888	14.80	1,198 54.0%	98 4.4%	225 10.1%	378 17.0%	303 13.6%		717	554 77.3%	511 71.3%
平成27年度	5,309,745,831	2,320	2,993	15.42	1,287 55.5%	99 4.3%	237 10.2%	318 13.7%	368 15.9%	801		530 66.2%	475 59.3%
平成28年度	5,398,959,000	2,369	2,992	15.48	1,346 56.8%	88 3.7%	255 10.8%	304 12.8%	371 15.7%		570	329 57.7%	314 55.1%

※扶助費決算額のうち、平成28年度は当初予算額

※被保護世帯数、被保護人員、保護率、世帯類型別、保護の開始・廃止状況のうち、平成28年度は12月現在の数値

生活保護行政全般（保護申請から決定までに要した日数別内訳、文書指導件数及びそれに基づく停廃止件数）

	生活保護申請から決定までに要した日数別内訳			文書指導件数及びそれに基づく停廃止件数		
	14日以内 (人)	30日以内 (人)	30日以上 (人)	文書指導指示 (件)	指導指示に基づく 停止(件)	指導指示に基づく 廃止(件)
平成19年度	103	202	0	9	1	1
平成20年度	169	287	0	11	0	2
平成21年度	237	336	0	10	0	3
平成22年度	212	342	0	43	2	4
平成23年度	204	369	0	35	6	6
平成24年度	193	318	0	28	0	0
平成25年度	187	279	0	19	0	0
平成26年度	181	329	0	12	0	1
平成27年度	163	311	0	11	1	1
平成28年度	105	209	0	18	0	0

※平成28年度は12月末現在の数値

生活保護行政全般(廃止理由の内訳及び内訳別件数)

	廃止理由の内訳及び内訳別件数													
	総数	世帯主の 疾病治癒	世帯員の 疾病治癒	死亡	失踪	就労収入 増	稼働者の 転入	社会保障 増	仕送り増	親類等引 取り	施設入所	医療費の 他法負担	ケース移 管	その他
平成19年度	294 (67)	8 (8)	0	74	60	32 (29)	4 (4)	9 (9)	5 (5)	14 (12)	2	5	26	55
平成20年度	338 (86)	7 (7)	2	78	105	43 (40)	6 (6)	12 (11)	5 (5)	15 (12)	3	0	13	49 (5)
平成21年度	348 (75)	14 (6)	1	75	81	53 (41)	1 (1)	16 (13)	0	6 (6)	3	0	25 (1)	73 (7)
平成22年度	427 (80)	4 (1)	2 (1)	100	99	76 (50)	1 (1)	17 (7)	4 (3)	13 (8)	1	0	29	81 (9)
平成23年度	418 (75)	2 (1)	0	93	124	68 (52)	2 (1)	13 (8)	1	13 (6)	7	2	23	70 (7)
平成24年度	440 (92)	2	0	101	92	82 (61)	1	11 (10)	3	11 (8)	3	3	47 (5)	84 (8)
平成25年度	369 (64)	6	0	100	51	86 (50)	1	4	0	9 (6)	10	1	28 (1)	73 (7)
平成26年度	403 (52)	0	0	125	49	86 (42)	0	15 (7)	3 (1)	7	3	0	45 (2)	70
平成27年度	411 (29)	1	0	118	38	92 (18)	0	18 (6)	2 (1)	13 (1)	2	0	38	89 (3)
平成28年度	265 (24)	0	0	84	33	60 (19)	2 (1)	11 (2)	0	6 (2)	1	0	21	47

※下段の括弧書は辞退数

※その他内容:葬祭扶助支給済み、逮捕・拘留、手持金で生活可能、他法他施策の活用(年金、障害年金、失業給付金など)、最低生活費を上回る預貯金の発覚、
法第27条に基づくもの(指導・指示違反、就労指導指示違反、申告義務指導違反、病院受診指示違反など)、最低生活費の減少、交通事故補償金受領、辞退申し出、
遺産収入、資産売却益にて生活可能、離婚解決金受領

※平成28年度は12月末現在の数値

職員体制(生活保護査察指導員の人数、資格別・年齢別・在職年数別の内訳)

	査察指導員人数	資格別内訳				年齢別内訳			在職年数別								
		社会福祉主事資格	社会福祉士資格	精神保健福祉士資格	臨床心理士資格	40歳代	50歳代	平均年齢	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上	平均在職年数
平成19年度	2	2	1	0	0	2	0	—	0	1	1	0	0	0	0	0	1.5年
平成20年度	3	3	1	0	0	6	0	—	1	0	1	1	0	0	0	0	1.7年
平成21年度	3	3	1	0	0	3	0	—	0	1	0	1	1	0	0	0	2.7年
平成22年度	3	3	1	0	0	3	0	—	0	1	1	0	1	0	0	0	2.3年
平成23年度	5	5	1	0	0	5	0	—	2	0	1	1	0	1	0	0	2.0年
平成24年度	4	4	1	0	0	4	0	—	0	2	0	0	1	0	1	0	3.0年
平成25年度	4	4	1	0	0	4	0	—	2	0	1	0	0	0	0	1	2.3年
平成26年度	4	4	1	0	0	4	0	47.7歳	1	1	0	0	0	0	0	2	4.3年
平成27年度	4	4	1	0	0	3	1	48.0歳	0	1	2	0	0	0	0	1	3.5年
平成28年度	4	4	1	0	0	2	2	48.7歳	1	0	0	1	1	0	0	1	4.3年

※各年度4月1日現在

職員体制(ケースワーカーの人数、資格別・年齢別・在職年数別の内訳)

	ケースワーカー人数	資格別内訳				年齢別内訳					在職年数別								
		社会福祉主事資格	社会福祉士資格	精神保健福祉士資格	臨床心理士資格	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代以上	平均年齢	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上	平均在職年数
平成19年度	15	15	0	0	0	5	7	3	0	—	4	3	6	2	0	0	0	0	1.9年
平成20年度	15	15	0	0	0	6	6	3	0	—	3	4	3	5	0	0	0	0	1.7年
平成21年度	15	15	0	0	0	7	4	4	0	—	3	3	4	3	2	0	0	0	1.9年
平成22年度	18	18	0	0	0	9	3	5	1	—	5	3	2	4	3	1	0	0	2.0年
平成23年度	18	18	0	0	0	11	5	3	1	—	4	5	3	2	2	2	0	0	1.9年
平成24年度	21	21	0	0	0	15	5	0	1	—	6	4	4	2	2	2	1	0	2.0年
平成25年度	23	23	0	0	0	15	5	3	0	—	7	5	4	3	2	2	0	0	1.8年
平成26年度	22	22	0	0	0	15	4	3	0	29.4歳	4	6	5	3	2	2	0	0	2.0年
平成27年度	23	23	1	0	0	14	7	2	0	29.1歳	6	4	5	4	2	2	1	0	2.2年
平成28年度	25	25	2	0	0	14	8	1	2	31.4歳	7	5	3	5	3	2	0	0	2.0年

※各年度4月1日現在

職員体制(ケースワーカー1人あたりの持ちケース数・持ち世帯数、生活保護担当部署職員男女比)

	ケースワーカー人数	持ちケース数		持ち世帯数		生活保護担当部署職員数			(参考)一般職職員数		
		ケース数	CW1人あたり 持ちケース数	世帯数	CW1人あたり 持ち世帯数		男性	女性		男性	女性
平成19年度	15	1,969	131.3	1,385	92.3	19	19	0	1,048	761	287
平成20年度	15	1,997	133.1	1,447	96.5	20	20	0	1,036	746	290
平成21年度	15	2,286	152.4	1,664	110.9	20	20	0	1,042	734	308
平成22年度	18	2,509	139.4	1,822	101.2	23	22	1	1,056	723	333
平成23年度	18	2,646	147.0	1,940	107.8	24	23	1	1,059	713	346
平成24年度	21	2,790	132.9	2,057	98.0	26	25	1	1,073	708	365
平成25年度	23	2,773	120.6	2,120	92.2	28	28	0	1,122	737	385
平成26年度	22	2,888	131.3	2,220	100.9	29	27	2	1,134	742	392
平成27年度	23	2,993	130.1	2,320	100.9	31	27	4	1,135	733	402
平成28年度	26	2,999	115.3	2,342	90.1	34	29	5	1,131	727	404

※各年度4月1日現在

平成28年度生活保護業務の実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護の状況は、平成28年3月現在で被保護世帯2,355世帯、被保護人員3,016人、保護率15.57%となっており、依然として増加傾向が続いている。我が国の社会的な人口傾向である少子高齢化については本市も同様であり、被保護世帯に占める「高齢者世帯」の割合は約55%と過半数を占め、今後も増加していくものと思われる。また、いわゆるリーマンショック以降の長引く経済・雇用情勢の影響による「その他世帯」については、平成19年度の133世帯から平成28年3月現在で373世帯と増加傾向にある。本市管内の有効求人倍率は1.33倍（平成28年2月時点）と雇用情勢は安定回復傾向であるが、安定・継続した就業にともなう生活保護からの自立については依然として困難な状況である。なお、母子、障害者、傷病者世帯については、本市被保護世帯の増加に比して大幅な増加とはなっていない。

こうした、少子高齢化や雇用情勢不安の影響による生活保護受給者数全体の増加は、今後も同様の傾向を踏まえ継続していくものと予測される。

国では、このような生活保護受給者の増加を背景に、平成25年度に生活保護法の一部改正を行い、平成27年度にも就労支援促進計画の策定や後発医薬品の更なる使用促進を実施する等、保護の適正実施に努める取り組みを行ってきた。さらに、第二のセーフティネットの役割を持った生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への自立支援を強化することとなった。本市福祉事務所における平成27年度の自立支援相談件数は218件となっており、生活保護に至る前の生活困窮者の相談窓口として大きな役割を果たしている。

いずれにしても、社会的なセーフティネットである生活保護制度が担うべき責務として、常に現代的な複雑・多様化した社会問題への対応が求められ、その実施機関として、より一層の適正な判断と運営が重要視される。今後は自立支援プログラムの活用や現業員による個別支援

はもとより、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、学習支援事業とも連携しつつ生活保護制度の適正実施に努めてまいりたい。これらを確実に運営するにあたっては、組織的かつマニュアル化した実施体制づくりを行うとともに、随時に所内での意思統一を図るための所内会議や研修を開催することにより、事務執行の一層の効率化・迅速化を強く認識していかなければならない。

【平成27年度実施方針に対する評価】

平成27年度における実施方針に対する評価としては次の事項が挙げられる。

1 所内チームの再編

生活保護業務の各種懸案事項や職員の資質向上を図るべく、所内チームの8つを再編し、さらに、生活困窮者自立支援事業や経理事務の担当者も交えて活動を行った。このことにより、横断的な進行管理を行うことが出来た。

また、毎月1回各チームのリーダーと査察指導員による会議（チームリーダー会議）を平成27年度についても実施し、各チームの業務進捗状況や課題について報告を行うことで、所内の情報共有を行うことが出来た。

2 訪問活動の適正実施

年度当初に策定された年間計画を確実に実施するため、訪問計画表に基づき訪問を行った。また、査察指導員は四半期ごとに各ケースワーカーの訪問計画表を見直し、訪問計画が未達となりそうな世帯が確認された場合、個別にケースワーカーに指導を行い、速やかに訪問を実施させた。

なお、新規保護開始世帯については、生活保護制度について改めて説明を行い、早期に生活の安定を図る必要があるため、初回の訪問については日程調整のうえ早期に実施するよう努めた。

3 適正な保護決定事務の確保について

現業員の業務遂行に必要な知識や技能の習得のために、定期的に所内研修会を実施、庁外の研修会にも積極的に参加した。

また、月1回開催している所内会議は課内の重要な情報共有の場であり、活発な意見交換が行われている。所内で抱えている問題や懸案事項について検討し、制度改正があれば資料を配布し、担当者が解説を行いつつ各ケースワーカーに周知を行うことで知識を深め合うことが出来た。

また、例年実施している自主的内部点検作業によりケースファイルを適宜相互確認することで、家庭訪問時の指導内容について相互の助言を行い、援助方針の修正、自立支援医療の適用等他法他施策の利用状況の確認等を行っている。

4 介護扶助の適正実施

高齢者世帯の増加に伴い、医療扶助費同様、介護扶助費についても例年増加傾向であることから、前年同様、介護事務支援員（非常勤特別職）を1名雇用した。同支援員は介護支援専門員の資格を有していることから、ケアプランの確認を行い、被保護者の要介護状態を考慮しつつ、適切な介護サービスが行われるようケアマネージャー等と意見交換し、適正実施を行うことが出来た。

一方、平成27年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分に機能を果たせていないと判断される。

1 実施体制の強化（現業員の確保）

保護の実施体制については、人事担当部門への人員要望により平成25年4月1日付けで現業員2名の増員が図られたが、本市における新たな事業への人員確保の影響により、平成26年2月に1名、平成26年4月にさらに1名の現業員が減員された。

しかし、かねてからの人員要望もあり、平成27年度においては4月に1名の増員、また12月にも追加で2名の増員が図られ、人員確保の要望に対し一定の配慮を得ることが出来た。

平成27年度被保護世帯数の増加により、社会福祉法第16条に定める現業員の標準数が29名に増加となった。これにより、現在3名の不足が生じていることとなる。引き続き、人事担当部門に現業員の増員要望を実施していく必要がある。

【生活保護法施行事務監査における指摘事項等】

平成27年度の神奈川県生活保護法施行事務監査においては、保護費の窓口払い縮減に向けた見直しを行うよう指摘があった。監査直近月（平成27年10月）の定例支給分の窓口払いの割合は14.5%であったが、その中でも窓口払いの理由が不適切な事例については見直しを行うよう指導があった。

また、現業員の配置数が、社会福祉法第16条に定める標準数に対して5名不足している状況から、被保護世帯に適切な指導援助を行うことができないと指摘があり、こうした背景から訪問基準の設定が適切でないとされた事例や、援助方針の見直しが適切に行われていない、他法他施策の検討がなされていない、費用負担（法第73条）の適用誤り、加算の誤認定といった事例の指摘があった。

さらに、他法他施策活用において有効である年金制度については、従来58歳到達者のみを対象として台帳に記載管理を行っていたが、厚労省通知「年金制度及び不動産等の資産活用の徹底等について」を踏まえ、60歳以上の生活保護受給者を対象として作成し、その加入状況を組織的に管理するよう指摘があった。

【実施方針の策定】

以上の背景及び平成27年度の評価、監査指摘事項等を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を生活保護業務従事者全員が十分に認識するとともに、市民の最後の拠り所である本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における平成28年度の生活保護業務の実施方針を次のように定める。

1 実施体制の強化

(1) 現業員の確保及び資質向上

現業員数については、毎年のように増員を行っているところであるが、被保護世帯数の増加に伴い標準数も増加しているため、平成28年4月現在3名不足している。現業員の標準数確保に向けて、引き続き人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

また、現業員の業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、定期的に所内研修会を実施し、外部の研修会・研究会に積極的に参加するとともに、所内で抱えている問題や懸案事項を抽出し、月に1回開催する所内会議において、その解決策を協議する。さらに、自主的内部点検事業については今年度も引き続き継続し、相互にケースファイルの確認を行うことで、査察指導員及び現業員の資質の向上を図るものである。

(2) 所内チームの再編

昨年度は機構改革に伴い、生活保護業務と自立支援業務が一体となり新たな課となったため、8つのチームについて一部再編を行った。昨年度を踏襲しつつ、マニュアル整備チームについて廃止し、同チームで集約された各種資料の管理活用を推進していくため、他法推進チ

ームを新設した。他法他施策である自立支援医療制度や障害年金について活用を検討していくことで、より適正な生活保護制度の運用に寄与するものである。

① 自立支援プログラムチーム

自立支援プログラムの整備、自立支援プログラムに関する実績・統計等

② 就労支援対策チーム

就労支援プログラムの整備、就労支援員との連絡・調整、求人開拓・定着の推進、公共職業安定所との連携等

③ システム・本締めチーム

システム業者との連絡・調整、法改正及び基準改定への対応、月締めにおける確認業務、マイナンバー制導入に関する調整等

④ 無低・ホームレス対策チーム

無低運営者との連絡・調整、無低入所者に関する就労支援員との連絡・調整、行旅死亡人に関する取扱い業務、県及びホームレス支援団体との連絡・調整等

⑤ 不正受給対策チーム

課税状況調査の進行管理、市民通報に関する確認業務、不正受給の追及に関する企画・運営等

⑥ 滞納整理対策チーム

返還金の収納確認、経理担当者との連絡・調整、未収金督促に関する企画・運営等

⑦ 自主的内部点検チーム

ファイルチェック作業に関する企画・運営、ファイルチェック指摘修正に関する進行管理、ファイルチェック各種様式の整備、所内研修の企画・運営等

⑧ 他法推進チーム

所内取り決め等内部マニュアルの整備管理、年金に関する台帳整備、障害年金プログラム、その他活用可能な他法他施策の検討等

2 生活保護制度の適正な運営実施

(1) 訪問活動の適正実施

訪問調査活動は、保護要件の検証や適切な支援を行っていくうえで重要なものであり、現業業務の基本となるものであることから、年度当初に訪問調査目的を踏まえた年間計画を策定し、計画した訪問調査を確実に実施するとともに、被保護世帯の状況に応じた随時訪問を実施し、必要な調査を行う。査察指導員は四半期ごとに訪問が実施されていない世帯を抽出し、担当する現業員と訪問方法について検証する。また、現業員の進行管理にあたっては、査察指導員台帳を整備活用することで、的確な指示・助言を行い、計画的な訪問調査活動が実施できるよう努める。

(2) 保護費窓口払いの縮減に向けた見直し

近年話題となった現業員による生活保護費の詐取は、ひとえに実施機関での現金の取り扱いについて意識やモラルの低下が引き起こしたものである。

本市福祉事務所においてこうした事案の対策として、既に、生活保護費支給マニュアルを策定し保護費の厳正な取り扱いに努めているところである。同マニュアルに基づき、現金を取り扱う際には現金取扱員の監視のもと経理担当が支給を行うことで現業員による不正が生じることは無い。また、他福祉事務所で発生した保護費の搾取等事件についても随時所内へ情報発信し、注意を促している。

昨年度の県監査直近月（平成27年10月）の定例支給分の窓口払いの割合が14.5%と高い値であったため指摘事項となったが、平成28年度内にこの割合を10.0%以下に縮減するよう目標を設定した。そのためには、毎月窓口払いの対象世帯についてリスト出力を行い、現業員相互に確認を行うことで口座振替への移行を促すこと、また、毎月の定例支給日に各無低の管理者と面談を行い、口座振替移行への協力を依頼する等により、真にやむを得ない場合を除き原則口座振替への変更を進めていくものである。

(3) 他法他施策の適正な活用

自立支援医療、指定難病医療、障害者サービス、各種年金、児童扶養手当といった他法他施策の利用は生活保護制度に優先し活用されるものである。

被保護世帯員がこうした制度の利用を見逃し、適用されないことの無いように所内で対象者の抽出作業を行い、注意を払う。

また、所内チームとして今年度編成した他法推進チームにおいては、こうした制度利用について、現業員に対し所内会議やマニュアル整備配布等により知識を還元し、現業員の経験不足に伴う被保護世帯への助言指導が不十分にならないよう努める。

3 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 医療扶助及び介護扶助の適正実施

高齢者世帯の増加に伴い、医療扶助費と同様に介護扶助費についても増加傾向にあり、法の安定的な運用には医療扶助・介護扶助の適正な実施が求められている。

医療扶助については、退院促進員（非常勤特別職）による施設入所の検討を行うことで入院患者が安定した療後の生活を送ることが出来るよう検討しつつ、扶助費の削減に結びつけていく。また、通院患者についても、診療報酬改定に伴う「お薬手帳」の活用について、各世帯の訪問の際に説明し積極的に活用してもらおうよう説明を行う。また、ジェネリック医薬品の使用推奨についても昨年同様各世帯に対し啓発を行うよう努める。

介護扶助については、介護事務支援員1名（非常勤特別職）を前年同様配置し、介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合、ケアプランの確認及び見直しのための指導、要介護状態にある高齢者の介護施設入所支援等を行い、介護扶助の適正実施を図っていく。

事項	年月	28年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年	1月	2月	3月	担当者	備考					
		4月																			
課題改善	現業員の確保					○	○	○							課長・SV	人事担当部門に対する、現業員の増員要望					
	窓口払いの縮減	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	SV・CW	定例支給分の窓口払い分について、随時の口座払い切り替えを検討					
	適正な保護決定事務の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	SV・CW	所内会議での周知、所内チームの活用による他法他施策の適切な運用					
	介護扶助適正実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護事務支援員・CW(介護班)	介護事務支援員の配置、ケアプランの点検による介護扶助の適正実施					
重点項目	就労支援事業(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就労支援対策チーム	就労支援員によるきめ細かな就労支援及びハローワークとの共同事業の活用					
	収入・資産状況調査、扶養義務調査等(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(庶務班)	新規申請時及び随時、法29条調査、扶養義務調査を実施					
	障害者年金受給資格確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	他法他施策推進チーム	障害年金申請プログラムを活用した資格確認の実施					
	自立支援医療適用確認業務(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(医療班)	電子レセプトを活用した、自立支援医療の適用可否の確認					
	重点的扶養能力者実地調査(適正化対策事業)				○										SV・CW	休日を利用して、市内在住の重点的扶養能力者の実地調査を実施。					
	課税状況調査及び返還決定(適正化対策事業)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不正受給対策チーム	不正受給対策チームを中心とした課税調査の早期実施及び早期是正					
	後発医薬品の使用促進(適正化対策事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(医療班)	パンフレットの改定・配布、関係機関との調整					
	費用返還・戻入金収納状況把握業務(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	滞納整理対策チーム	滞納整理対策チームは月初に返還金の収納状況を把握し、地区担当員と連携した督促の実施					
	ケースファイル相互確認(自主的内部点検事業)			○	○	○	○	○	○	○	○				自主的内部点検チーム	自主的内部点検チームは年間計画を策定し、現業員全員で相互にケースファイルをチェック					
	新規開始ケース引継状況確認(自主的内部点検事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	SV	査察指導員の進行管理により、調査担当から地区担当への引継ぎ内容と進行状況確認					
経常業務	収入把握等	一斉収入申告徴収			○	○									CW(庶務班)						
		年金改定			○	○									CW(庶務班)						
		恩給改定・老齢福祉年金				○									CW(庶務班)						
		児童扶養手当改定・除外	○				○					○			CW(庶務班)						
		児童手当認定替え			○									○	CW(庶務班)						
		賞与認定			○	○						○	○		CW(庶務班)						
	教育扶助	教材費調査(小・中)			○											CW(庶務班)					
		教材費支給(小・中)				○										CW(庶務班)					
		給食費除外					○									CW(庶務班)					
		給食費認定														○	CW(庶務班)				
		給食費調査														○	CW(庶務班)				
	一括認定	平常着・入学準備金支給	○													○	CW(庶務班)				
		基準改定・冬季加算除外	○													○	システム・本締めチーム				
		介護保険料認定替え	○													○	システム・本締めチーム				
	住宅扶助	公営住宅家賃認定替え															○	CW(庶務班)			
病状調査		傷病者世帯病状調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW				
		長期入院患者病状調査															○	CW(医療班)	退院促進員によるきめ細かな支援の実施		
レセプト点検(適正化対策事業)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CW(医療班)				
ケース棚卸、援助方針及び訪問基準の見直し																	○	SV・CW	援助方針については、世帯状況変化の際に随時見直しあり		
ケース検討会・診断会議		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課長以下			
県施行事務監査																		課長以下	施行事務監査日程:11月29日(火)~12月2日(金)		
統計				○	○													統計担当			
研究会・議会	所内会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課長以下	月末に開催。他法他施策についての研修及び事務改善、福祉事務所の課題について検討を行う		
研修	新任職員研修	総括・医療・介護扶助研修	○	○														自主的内部点検チーム			
		QJT(第1期)	○	○	○														CW	ケースワーカーとしての基礎知識の習得	
		QJT(第2期)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				CW	ケースワークの実践、新規調査	
	外部研修	嘱託医研修(適正化対策事業)																	○	CW(医療班)	精神疾患の具体的なケース事例に基づき、精神科嘱託医を講師として研修を行う
		外部講師研修(適正化対策事業)																	○	CW(庶務班)	所内の課題を抽出し、関連機関に講師を依頼し、研修を行う
		全国研修会(ケースワーカー)					○													CW	
		県新任査察指導員研修					○													SV	
県新任地区担当員研修					○														CW		
県地区担当員研修					○														○	CW	

平成28年度 研修一覧

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
新任ケースワーカー基礎研修	所内	新任ケースワーカーに対し、生活保護制度についての総括的な説明に加え、ケースワークにおいて必要となる知識及び技能について、査察指導員及びベテランケースワーカーより講義。	査察指導員及びベテランケースワーカー (所内)
新任非常勤職員基礎研修	所内	平成27年4月より採用となった非常勤職員（生活保護：就労支援員、生活困窮者自立支援：就労支援員、相談支援員）に対し、生活保護及び生活困窮者自立支援制度の基礎的内容についてベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー (所内)
新任生活保護担当者実務研修	所内	新任査察指導員及び新任ケースワーカーに対し、生活保護決定実務、他法他施策の活用等の実務について、ベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー 2名 (所内)
神奈川県生活保護事務研究協議会・研修会	所外	査察指導員及びケースワーカーに対し、川崎市における健康管理支援事業への取り組みについて、川崎市職員による講義。	川崎市職員 (所外)
スキルアップ研修（OJT）	所内	入庁1～2年目職員を対象とし、生活保護業務及び市職員として必要な知識の向上を図ることを目的に、管理者及びベテランケースワーカーを講師とした研修を実施。	管理者及びベテランケースワーカー (所内)
県新任査察指導員研修	所外	新任査察指導員を対象とした査察指導業務の知識及びケースワーカーへの指導方法、審査請求等についての研修に参加。	県生活援護課職員等 (所外)
生活保護ケースワーカー全国研修	所外	厚生労働省職員から基準改定について、さいたま市職員から自立支援への取組について、札幌市職員から就労支援についての講義を受講。また、グループ討議によるケースの適切な実態把握と対応についての意見交換。	厚生労働省職員及びさいたま市・札幌市職員 (所外)
県新任地区担当員研修	所外	新任ケースワーカーを対象とした生活保護の概要、生活保護実施要領（保護の決定、調査・他法他施策、助言指導（自立支援））についての説明のほか、疾病の基礎知識、医療扶助、面接技法、記録の書き方についての講義。	県内福祉事務所ケースワーカー経験者等 (所外)
医療扶助・介護扶助担当者連絡協議会研修会	所外	医療扶助・介護扶助について各市町村の担当職員が、日常業務における問題点や疑問点などをディスカッション方式で情報交換。また県生活援護課職員のオブザーバーとしての助言。	ディスカッション方式

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
生活保護システムセミナー	所外	北日本コンピュータサービス(株)の社員によるマイナンバー制導入に伴う最新の状況及び基準改定に伴うシステム改修の方法等についての講義。	北日本コンピュータサービス社員等 (所外)
県生活保護地区担当員研修	所外	県職員及び専門職員を講師とした審査請求、生活保護法第63条及び第78条の取扱い、障害を抱える方への理解等についての講義。	県生活援護課職員及び弁護士、社会福祉会職員等 (所外)
職員研修視察	所外	生活保護受給者への就労支援を先駆的に実施している自治体を訪問し、取組状況についてヒアリングを行う視察を実施。	大阪市職員、和歌山県職員 (所外)
県生活保護子ども支援研修	所外	各福祉事務所における子ども支援の取り組みについて情報交換を行うとともに、川崎市より受託して実施しているNPO法人による学習支援の取り組みについての講義。	NPO法人職員 (所外)
新規面接実践研修	所内	面接員の指導による、2年目の現業員を対象にした適正な申請受理方法及び面接技法の習得、面接調書作成についての実践研修(1人4～5件を面接)を随時実施。	面接員 (所内)
新規相談対応講座	所内	1年目のケースワーカー及び面接相談員(非常勤)の他法他施策等の知識を深め、新規相談業務の効率化を図るため、4回に渡りベテランケースワーカーより講義。講師についても、講義を行うことにより知識習得を再確認。	ベテランケースワーカー (所内)
小田原保健福祉事務所との合同研修会	所外	生活保護行政の円滑な実施のため、小田原警察署及び小田原保健福祉事務所と合同で暴力団対策や不正受給対策に係る研修会を開催。	小田原警察署員
市町村アカデミー研修	所外	生活保護制度の現状と課題、生活困窮者自立支援制度に関する講義や問題事例に基づく演習等により、生活困窮に係る諸問題に的確に対処できる能力の向上を図る。	市町村アカデミー職員他 (所外)
嘱託医研修	所内	生活保護の適正実施に必要な知識の習得のため、具体的事例を題材として嘱託医(精神科)の解説を加えながらディスカッション形式でのケーススタディを実施。	精神科嘱託医(所内)
新任ケースワーカー基礎研修	所内	新任ケースワーカーに対し、生活保護制度についての総括的な説明に加え、ケースワークにおいて必要となる知識及び技能について、査察指導員及びベテランケースワーカーより講義。	査察指導員及びベテランケースワーカー (所内)

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
新任非常勤職員基礎研修	所内	平成27年4月より採用となった非常勤職員（生活保護：就労支援員、生活困窮者自立支援：就労支援員、相談支援員）に対し、生活保護及び生活困窮者自立支援制度の基礎的内容についてベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー (所内)
新任生活保護担当者実務研修	所内	新任査察指導員及び新任ケースワーカーに対し、生活保護決定実務、他法他施策の活用等の実務について、ベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー 2名 (所内)
神奈川県生活保護事務研究協議会・研修会	所外	査察指導員及びケースワーカーに対し、就労準備支援事業への取り組みについて、インクルージョンネットかながわ講師による講義。	インクルージョンネットかながわ (所外)
スキルアップ研修（OJT）	所内	入庁1～2年目職員を主に対象とし、生活保護業務及び市職員として必要な知識の向上を図ることを目的に、管理者及びベテランケースワーカーを講師とした研修を実施。	管理者及びベテランケースワーカー (所内)
県新任査察指導員研修	所外	新任査察指導員を対象とした査察指導業務の知識及びケースワーカーへの指導方法、審査請求等についての研修に参加。	県生活援護課職員等 (所外)
県生活保護子ども支援研修	所外	各福祉事務所における子ども支援の取り組みについて情報交換を行うとともに、川崎市より受託して実施しているNPO法人による学習支援の取り組みについての講義。	NPO法人職員 (所外)
住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会	所外	住基ネットの近況、セキュリティ確保のための措置及び機器更改の概要について習得するとともに、社会保障・税番号制度について理解する。	総務省地方公共団体情報システム機構職員（所外）
生活保護ケースワーカー全国研修	所外	明治学院大学教授からアセスメント実践講座、厚生労働省職員から精神障害の理解について、および、発達障害者への支援についての講義があった。また、グループ討議によるケースの適切な実態把握と対応についての意見交換。	明治学院大学教授及び厚生労働省職員 (所外)
県新任地区担当員研修	所外	新任ケースワーカーを対象とした生活保護の概要、生活保護実施要領（保護の決定、調査・他法他施策、助言指導（自立支援））についての説明のほか、疾病の基礎知識、医療扶助、面接技法、記録の書き方についての講義。	県内福祉事務所ケースワーカー経験者等 (所外)
医療扶助・介護扶助担当者連絡協議会研修会	所外	医療扶助・介護扶助について各市町村の担当職員が、日常業務における問題点や疑問点などをディスカッション方式で情報交換。また県生活援護課職員のオブザーバーとしての助言。	ディスカッション方式

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
県生活保護地区担当員研修	所外	県生活援護課職員より監査及び審査請求の視点に基づく実施要領取扱のポイントについて、また、アスク・ヒューマン・ケア研修相談員による援助専門職のメンタルヘルス等について講義。	県生活援護課職員及び専門職員等 (所外)
県生活保護子ども支援研修	所外	各福祉事務所における子ども支援の取り組みについて情報交換をならびに、講師による講演およびグループワークにより、生活困窮世帯における子ども支援に関する基礎知識及び技術を習得。	公益財団法人職員 (所外)
新規面接実践研修	所内	面接員の指導による、2年目の現業員を対象にした適正な申請受理方法及び面接技法の習得、面接調書作成についての実践研修（1人4～5件を面接）を随時実施。	面接員 (所内)
新規相談対応講座	所内	1年目のケースワーカー及び面接相談員（非常勤）の他法他施策等の知識を深め、新規相談業務の効率化を図るため、4回に渡りベテランケースワーカーより講義。講師についても、講義を行うことにより知識習得を再確認。	ベテランケースワーカー (所内)
小田原保健福祉事務所との合同研修会	所外	生活保護行政の円滑な実施のため、小田原警察署及び小田原保健福祉事務所と合同で暴力団対策や不正受給対策に係る研修会を開催。	小田原警察署員
外部講師研修	所内	県社会福祉協議会職員による貸付制度等、生活困窮者を対象とした事業の説明および質疑討論を実施し職員の知識習得を図る。	県社会福祉協議会職員
嘱託医研修	所内	生活保護の適正実施に必要な知識の習得のため、具体的事例を題材として嘱託医（精神科）の解説を加えながらディスカッション形式でのケーススタディを実施。	精神科嘱託医（所内）